

随意契約の結果

【平成29年8月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構九州支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
宇城市豊野町響原地区災害公営住宅基本計画検討等業務	分任契約担当役 九州支社 総務部長 齋藤 哲也 福岡県福岡市中央区長浜 2-2-4	平成29年8月9日	シーラカンスケイアンドエイチ(株) 東京都杉並区永福 2-23-5	8011301008293	9,979,200円	9,828,000円	98.5%	<p>本件は、熊本地震で被災した自治体（以下、「当該被災自治体」）からの要請を受けて行う災害公営住宅の整備という緊急性の高い業務において、熊本県が「アートボリス事業」という公益性のある政策を同時に進めるために、当該被災自治体が選定し、指定する設計者（以下、「指定設計者」）の導入をURに要請し、それに基づきURが指定設計者と随意契約を締結するものである。本件は、緊急性を有する業務でありながら、他方で当該被災自治体において公益性を付与した特殊性を有するものである（アートボリス事業という公益性を有するもった県の制度において、設計者は当該被災自治体が選定し、指定するという特殊性を有する）。したがって、URとしては、業務内容と契約相手方の点において特殊性を帯びた業務（業務内容の特殊性として、災害公営住宅の整備という緊急性を有すること。契約相手方の特殊性として、アートボリス事業という制度で設計者が指定されること。）として実現するためには、当該被災自治体からの設計者の指定を受け入れることはやむを得ない。このような業務の特殊性は、一種の契約の性質と認識できるので、本件は会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。</p>	-				